社会保障審議会 介護給付費分科会(第239回)

令和6年1月22日

参考資料1

# 令和6年度介護報酬改定における改定事項について 【短期入所生活介護】

# 改定事項

① 3(2)⑦人員配置基準における両立支援への配慮

② 3(3)①管理者の責務及び兼務範囲の明確化等

③ 3(3)②いわゆるローカルルールについて

④ 5 ①「書面掲示」規制の見直し

# 3. (1)短期入所生活介護

### 改定事項

- ○短期入所生活介護 基本報酬
- ① 1(4)⑤短期入所生活介護における看取り対応体制の強化
- ② 1(5)⑤業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- ⑤ 2(1)⑤訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化
- ⑥ 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- ⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- 8 3(2)①テレワークの取扱い
- ⑨ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会の設置の義務付け
- ⑩ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- ① 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ② 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
- ③ 4(1)③短期入所生活介護における長期利用の適正化

# 目次

### ○短期入所生活介護 基本報酬

- ○新設の加算
  - ●看取り連携体制加算
  - ●口腔連携強化加算
  - ●生産性向上推進体制加算
- ○新設の減算
  - ●業務継続計画未実施減算
  - ●高齢者虐待防止措置未実施減算
  - ●身体拘束廃止未実施減算
- ○加算・減算の変更
  - ●介護職員等処遇改善加算
  - ●短期入所生活介護における長期利用の適正化
- ○人員に係る事項
  - ●ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
  - ●ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
  - ●テレワークの取扱い
  - ●外国人介護人材に係る人員配置基準の取扱いの見直し
- ○運営に係る事項
  - ●利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会の設置の義務付け

# 短期入所生活介護 基本報酬

単位数	※以下の単位数はすべ	て1日あたり			
┃ ┃ 単独型・従来型	<b>個室</b> <現行>	<改定後>	併設型·従来型個室	<現行>	<改定後>
要支援1	474単位	479単位	要支援1	446単位	451単位
要支援 2	589単位	596単位	要支援2	555単位	561単位
要介護1	638単位	645単位	要介護1	596単位	603単位
要介護 2	707単位	715単位	要介護 2	665単位	672単位
要介護3	778単位	787単位	要介護3	737単位	745単位
要介護4	847単位	856単位	要介護4	806単位	815単位
要介護 5	916単位	926単位	要介護5	874単位	884単位
単独型・ユニット	· <b>型個室</b> <現行>	<改定後>	併設型・ユニット型個質	室 < 現行 >	<改定後>
要支援 1	555単位	561単位	要支援1	523単位	529単位
要支援 2	674単位	681単位	要支援 2	649単位	656単位
要介護1	738単位	746単位	要介護1	696単位	704単位
要介護 2	806単位	815単位	要介護 2	764単位	772単位
要介護3	881単位	891単位	要介護3	838単位	847単位
要介護4	949単位	959単位	要介護4	908単位	918単位
要介護 5	1,017単位	1,028単位	要介護 5	976単位	987単位

# 目次

### ○短期入所生活介護 基本報酬

### ○新設の加算

- ●看取り連携体制加算
- ●口腔連携強化加算
- ●生産性向上推進体制加算

#### ○新設の減算

- ●業務継続計画未実施減算
- ●高齢者虐待防止措置未実施減算
- ●身体拘束廃止未実施減算

#### ○加算・減算の変更

- ●介護職員等処遇改善加算
- ●短期入所生活介護における長期利用の適正化

#### ○人員に係る事項

- ●ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- ●ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
- ●テレワークの取扱い
- ●外国人介護人材に係る人員配置基準の取扱いの見直し

### ○運営に係る事項

●利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会の設置の義務付け

# 1. (4) ⑤ 短期入所生活介護における看取り対応体制の強化

### 概要

【短期入所生活介護】

○短期入所生活介護について、看取り期の利用者に対するサービス提供体制の強化を図る観点から、レスパイト機能を果たしつつ、看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合に評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

### 単位数

<現行> なし



<改定後>

看取り連携体制加算 64単位/日 (新設)

※死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度

### 算定要件等

- 次のいずれかに該当すること。(新設)
  - (1)看護体制加算(Ⅱ)又は(IV) イ若しくは口を算定していること。
  - (2)看護体制加算(I)又は(Ⅲ)イ若しくは口を算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。
- 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を 説明し、同意を得ていること。

#### 2. (1) 15 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

# 概要

【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回随時対応型 訪問介護看護】

○訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回•随時対応型 訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施 につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施 並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】

### 単位数

<現行> なし



<改定後>

口腔連携強化加算 50単位/回 (新設)

※1月に1回に限り算定可能

# 算定要件等

- ○事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護 支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。
- ○事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療 料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応 する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。







介護支援専門員

# 3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進①

#### 概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- ○介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。【告示改正】
- ○加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていることを評価する区分を設けることとする。 【告示改正】

### 単位数

<現行> なし



<改定後>

**生産性向上推進体制加算( I** ) 100単位/月 (新設)

生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) 10単位/月 (新設)

# 3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進②

# 算定要件等

#### 【生産性向上推進体制加算 ( I ) 】 (新設)

- ○(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。
- ○見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。
- ○職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。
- ○1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
- 注:生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、(Ⅱ)のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、(Ⅱ)の加算を取得せず、(Ⅰ)の加算を取得することも可能である。

#### 【生産性向上推進体制加算(Ⅱ)】(新設)

- ○利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や 必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- ○見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- ○1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

#### (※1)業務改善の取組による効果を示すデータ等について

- ○(Ⅰ)において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
- ア 利用者のQOL等の変化(WHO-5等)
- イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
- ウ 年次有給休暇の取得状況の変化
- エ 心理的負担等の変化 (SRS-18等)
- オ 機器の導入による業務時間(直接介護、間接業務、休憩等の変化(タイムスタディ調査)
- ○(Ⅱ)において求めるデータは、(Ⅰ)で求めるデータのうち、アからウの項目とする。
- 〇(I)における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質が確保(アが維持又は向上)された上で、職員の業務負担の軽減(イが 短縮、ウが維持又は向上)が確認されることをいう。

#### (※2)見守り機器等のテクノロジーの要件

- ○見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
  - ア 見守り機器
  - イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
  - ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器(複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存活用 までを一体的に支援するものに限る。)
- 〇見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に 設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に 応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

# 目次

### ○短期入所生活介護 基本報酬

- ○新設の加算
  - ●看取り連携体制加算
  - ●口腔連携強化加算
  - ●生産性向上推進体制加算

#### ○新設の減算

- ●業務継続計画未実施減算
- ●高齢者虐待防止措置未実施減算
- ●身体拘束廃止未実施減算

#### ○加算・減算の変更

- ●介護職員等処遇改善加算
- ●短期入所生活介護における長期利用の適正化

#### ○人員に係る事項

- ●ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- ●ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
- ●テレワークの取扱い
- ●外国人介護人材に係る人員配置基準の取扱いの見直し

#### ○運営に係る事項

●利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会の設置の義務付け

# 1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

#### 概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

○感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が 未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

## 単位数

<現行> なし



業務継続計画未実施減算施設・居住系サービス その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 (新設) 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/(日回)の減算となる。

### 算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合(新設)
  - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の 体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
  - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
    - ※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、 居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ○1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

# 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

### 概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

- ○利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- ○施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

### 単位数

<現行> なし <改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

## 算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 (新設)
  - · 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その 結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
  - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - · 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

# 1.(6)① 高齢者虐待防止の推進②

# 算定要件等

○全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を 周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、 指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の 事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の 体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

# 1. (6)② 身体的拘束等の適正化の推進①

### 概要

【ア:短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ:訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、 指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。【省令改正】 また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の 経過措置期間を設けることとする。

#### 【告示改正】

イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと とし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない 理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

#### 基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
  - · 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
  - ・・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - · 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- ○訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定 する。
  - · 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
  - · 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録しなければならないこと。

# 1.(6)② 身体的拘束等の適正化の推進②

## 単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>

なし

<改定後>

**身体拘束廃止未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

# 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
  - · 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を 記録すること
  - · 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
  - 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
  - ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組例を 周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を 追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、 未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組 の強化を求める。

# 目次

### ○短期入所生活介護 基本報酬

- ○新設の加算
  - ●看取り連携体制加算
  - ●口腔連携強化加算
  - ●生産性向上推進体制加算
- ○新設の減算
  - ●業務継続計画未実施減算
  - ●高齢者虐待防止措置未実施減算
  - ●身体拘束廃止未実施減算

### ○加算・減算の変更

- ●介護職員等処遇改善加算
- ●短期入所生活介護における長期利用の適正化

#### ○人員に係る事項

- ●ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- ●ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
- ●テレワークの取扱い
- ●外国人介護人材に係る人員配置基準の取扱いの見直し

#### ○運営に係る事項

●利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会の設置の義務付け

# 3. (1) ① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

# 概要

- ○介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- ○介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する 観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、 現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件と する等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 【告示改正】

# 単位数

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の 介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	介護職員等処遇改善加算					
サービス区が	I		III	IV		
訪問介護を間対応型訪問介護を期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%		
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%		
通所介護 地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%		
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%		
特定施設入居者生活介護★ 地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%		
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%		
小規模多機能型居宅介護★ 看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%		
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%		
介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%		
介護老人保健施設 短期入所療養介護 (介護老人保健施設)★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%		
介護医療院 短期入所療養介護 (介護医療院)★ 短期入所療養介護 (病院等)★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%		

(注) 令和 6 年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の 改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

# 3. (1) ① 介護職員の処遇改善②

### 算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算IVの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に 充てることを要件とする。
  - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その 2 / 3 以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率 (※)	既	存の	要件は黒字、新規・ 修正する要件は <mark>赤字</mark>	対応する現行の加算等 (※)	新加算の趣旨
【24.5%】	新加算	I	新加算(II)に加え、以下の要件を満たすこと。  • 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(I) 【13.7%】 b. 特定処遇加算(I) 【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	事業所内の経験・ 技能のある職員を 充実
【22.4%】	(介護職員等処遇改善加算	П	新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul> <li>・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】</li> <li>・ <del>グループごとの配分ルール</del>【撤廃】</li> </ul>	a. 処遇改善加算(I) 【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ) 【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	総合的な職場環境 改善による職員の 定着促進
【18.2%】	処遇改善加	Ш	新加算(IV)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(I) 【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	資格や経験に応じ た昇給の仕組みの 整備
【14.5%】	算)	IV	<ul> <li>新加算(IV)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分</li> <li>職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>	a. 処遇改善加算(Ⅱ) 【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	介護職員の基本的 な待遇改善・ ベースアップ等

※:加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算(I~IV)は、加算・ 賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・ 技能のある職 重重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

# 4. (1) ③ 短期入所生活介護における長期利用の適正化

#### 概要

#### 【短期入所生活介護★】

○短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護における長期利用について、長期利用の適正化を図り、サービスの目的に応じた利用を促す観点から、施設入所と同等の利用形態となる場合、施設入所の報酬単位との均衡を図ることとする。【告示改正】

### 単位数

短期入所生活介護

<改定後>

(要介護3の場合)	単独型	併設型	単独型ユニット型 併設型ユニット型			
基本報酬	787単位	745単位	891単位	847単位		
長期利用者減算適用後 (31日~60日)	757単位	715単位	861単位	817単位		
長期利用の適正化 (61日以降) <mark>(新設)</mark>	732単位	732単位 715単位		815単位		
(参考)介護老人福祉施設	732	2単位	815	単位		

※長期利用について、介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数とする。(併設型は、すでに長期利用者に対する減算によって介護福祉施設サービス費以下の単位数となっていることから、さらなる単位数の減は行わない。)

#### 介護予防短期入所生活介護(新設)

<改定後>

要支援1 (ユニット型)介護予防短期入所生活介護費について(ユニット型)介護福祉施設サービス費の要な業1の単位数の100公の75に担当する単位数も第字する

要介護1の単位数の100分の75に相当する単位数を算定する。

要支援2 (ユニット型)介護予防短期入所生活介護費について(ユニット型)介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。

# 算定要件等

- ○短期入所生活介護 連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者
- ○介護予防短期入所生活介護 連続して30日を超えて同一の介護予防短期入所生活介護事業所に入所している利用者

# 目次

### ○短期入所生活介護 基本報酬

- ○新設の加算
  - ●看取り連携体制加算
  - ●口腔連携強化加算
  - ●生産性向上推進体制加算
- ○新設の減算
  - ●業務継続計画未実施減算
  - ●高齢者虐待防止措置未実施減算
  - ●身体拘束廃止未実施減算
- ○加算・減算の変更
  - ●介護職員等処遇改善加算
  - ●短期入所生活介護における長期利用の適正化
- ○人員に係る事項
  - ●ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
  - ●ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
  - ●テレワークの取扱い
  - ●外国人介護人材に係る人員配置基準の取扱いの見直し
- ○運営に係る事項
  - ●利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会の設置の義務付け

# 2.(2)③ ユニットケア施設管理者研修の努力義務化

## 概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。【省令改正】

# 3.(3)⑩ ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化

## 概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ユニット型施設において、引き続き利用者との「馴染みの関係」を維持しつつ、柔軟なサービス提供により、より 良いケアを提供する観点から、職員の主たる所属ユニットを明らかにした上で、必要に応じてユニット間の勤務が 可能であることを明確化する。【通知改正】

# 3. (2) ① テレワークの取扱い

## 概要

【全サービス(居宅療養管理指導★を除く。)】

○人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】

# 3. (2) ⑧ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

### 概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生(以下「外国人介護職員」という。)については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

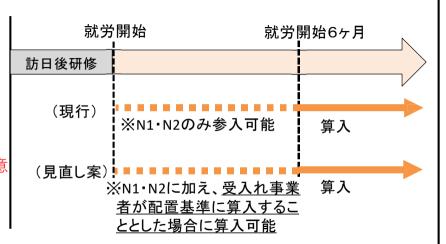
イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。 併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の 配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援 体制の確保が必要であることを改めて周知する。

# 算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設(適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。)に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの

日本語能力試験N1又はN2に合格した者



# 目次

### ○短期入所生活介護 基本報酬

- ○新設の加算
  - ●看取り連携体制加算
  - ●口腔連携強化加算
  - ●生産性向上推進体制加算
- ○新設の減算
  - ●業務継続計画未実施減算
  - ●高齢者虐待防止措置未実施減算
  - ●身体拘束廃止未実施減算
- ○加算・減算の変更
  - ●介護職員等処遇改善加算
  - ●短期入所生活介護における長期利用の適正化
- ○人員に係る事項
  - ●ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
  - ●ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
  - ●テレワークの取扱い
  - ●外国人介護人材に係る人員配置基準の取扱いの見直し

### ○運営に係る事項

●利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会の設置の義務付け 3.(2)② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、 事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する ための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

# 改定事項

① 5 ⑦基準費用額(居住費)の見直し

2 5 ⑧地域区分

# 5. ⑦ 基準費用額(居住費)の見直し

## 概要

【短期入所系サービス★、施設系サービス】

- ○令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額(居住費)を60円/日引き上げる。【告示改正】
- ○基準費用額(居住費)を下記のとおり見直す。
- ○従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を 0 円としている利用者負担第 1 段階の多床室利用者については、 負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

### 単位数

【基準費用額(居住費)】	<現行>	<改定後>	
多床室(特養等)	855円	915円	
多床室(老健・医療院等)	377円	437円	
従来型個室 (特養等)	1,171円	1,231円	
従来型個室(老健・医療院等)	1,668円	1,728円	
ユニット型個室的多床室	1,668円	1,728円	
ユニット型個室	2,006円	2,066円	

# 5. 8 地域区分①

### 概要

令和6年度以降の級地の設定に当たっては、現行の級地を適用することを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例(※1)を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。

また、平成27年度介護報酬改定時に設けられた経過措置(※2)については令和5年度末までがその期限となっているが、令和8年度末までの延長を認める。【告示改正】

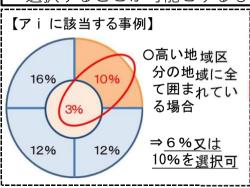
#### ( % 1 )

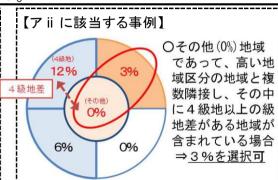
ア次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引下げることを認める。

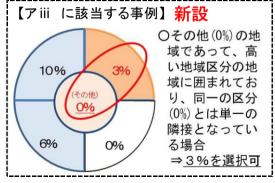
- i 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。
- ii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。
- iii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一(引下げ**の**場合を除く。)**の**場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。(新設)
- イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。(<mark>新設</mark>)
- (注1) 隣接する地域の状況については、同一都道府県内のみの状況に基づき判断することも可能とする。 (アiのみ)
- (注2) 広域連合については、構成自治体に適用されている区分の範囲内で選択することを認めているが、令和5年度末に解散する場合について、激変緩和措置を設ける。
- (注3) 自治体の境界の過半が海に面している地域にあっては、イの例外として、3級地差以上の級地差であっても2級地差になるまで引上げを認める。
- (注4) 障害福祉サービス等報酬及び子ども・子育て支援制度における公定価格の両方の地域区分が、経過措置等による特別な事情で介護報酬の級地より高なっている場合、その範囲内において、隣接する高い級地のうち最も低い区分まで引上げを可能とする。

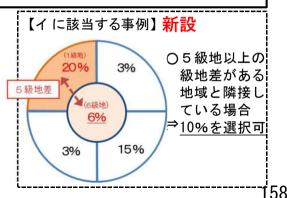
#### $( \frac{1}{2}, \frac{1}{2} )$

平成27年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの。









# 5. 8 地域区分2

(別紙)令和	旬6年度から令	和8年度までの間	の地域区分の適用	月地域								自治体:	1,741(R5.12.1現在)
. = . +	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地		6級地				7級地		その他
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%		6%		# +f-+V	4440.00	3%		0%
地域	東京都	東京都調布市(3)	埼玉県 さいたま市	茨城県   牛久市	茨城県 兵庫県   水戸市   尼崎市	宮城県 仙台市	東京都 武蔵村山市	大阪府 岸和田市	北海道 札幌市	新潟県 新潟市	愛知県 豊橋市	奈良県 ※ 大和高田市(6)	その他の地域
	特別区	町田市	千葉県	埼玉県	日立市伊丹市	多賀城市	羽村市	泉大津市	茨城県	富山県	半田市	天理市	
		<b>狛江市</b>	千葉市	朝霞市	龍ケ崎市 川西市	茨城県	瑞穂町	貝塚市	結城市	富山市	豊川市	橿原市	
		多摩市	※※※ 浦安市(4)	志木市	取手市 三田市	土浦市	奥多摩町	泉佐野市	下妻市	石川県	蒲郡市	桜井市	
		神奈川県	東京都	和光市	つくば市 広島県	古河市	檜原村	富田林市	常総市	金沢市	常滑市	御所市	
		横浜市	八王子市	千葉県	守谷市 広島市	利根町	神奈川県	河内長野市	笠間市	内灘町	小牧市	香芝市	
		川崎市	武蔵野市	船橋市	埼玉県 府中町	栃木県	秦野市	和泉市	ひたちなか市	福井県	新城市	葛城市	
		大阪府	三鷹市	成田市	※※※ 川口市(6) 福岡県	宇都宮市	大磯町	柏原市	那珂市	福井市	東海市	宇陀市	
		大阪市	青梅市 府中市	習志野市	※※※ 草加市(6) 福岡市 ※※※ 戸田市(6) 春日市	野木町	二宮町	羽曳野市	筑西市	山梨県	大府市	山添村	
			小金井市	東京都 立川市	※※※ 戸田市(6) 春日市   新座市	群馬県 高崎市	※※ 中井町(他) 清川村	藤井寺市 泉南市	坂東市 稲敷市	甲府市 南アルプス市	知多市	平群町 三郷町	
			小平市	昭島市	※※ 八潮市(6)	埼玉県	岐阜県	大阪狭山市	和研えり つくばみらい市	※※ 南部町(他)	(他) 高浜市 田原市	斑鳩町	
			日野市	東大和市	ふじみ野市	川越市	吸 <sup>星宗</sup> 岐阜市	人阪狭山巾 阪南市	大洗町	長野県	大口町	安堵町	
			東村山市	神奈川県	千葉県	行田市	静岡県	島本町	阿見町	長野市	扶桑町	川西町	
			国分寺市	相模原市	市川市	所沢市	静岡市	豊能町	河内町	松本市	阿久比町	三宅町	
			国立市	※※※ 横須賀市(5)	松戸市	飯能市	愛知県	能勢町	八千代町	塩尻市	東浦町	田原本町	
			清瀬市	藤沢市	佐倉市	加須市	岡崎市	忠岡町	五霞町	岐阜県	※※ 武豊町(他)	曽爾村	
			東久留米市	逗子市	市原市 八千代市	東松山市 春日部市	※ 一宮市(7) 瀬戸市 春	熊取町	境町	大垣市	幸田町	明日香村	
			稲城市	※ 三浦市(6)	四街道市	登日部市 狭山市	瀬戸市 春 日井市 津	田尻町	栃木県	多治見市	設楽町	上牧町	
			西東京市 神奈川県	海老名市 大阪府	袖ケ浦市(6)	羽生市	島市碧	岬町 太子町	栃木市 鹿沼市	美濃加茂市(他 各務原市	東栄町 豊根村	王寺町 広陵町	
			鎌倉市厚	豊中市	印西市	鴻巣市	南市安	太子町 河南町	展沿市 日光市	可児市	三重県	近陵町 河合町	
			木市(4)	池田市	栄町	上尾市	城市 西	千早赤阪村	小山市	静岡県	一里小 名張市	岡山県	
			愛知県	吹田市	東京都	越谷市	尾市 犬山	兵庫県	真岡市	浜松市	いなべ市	岡山市	
			名古屋市	高槻市	福生市 あきる野市	蕨市 入間市	市(7)	明石市	大田原市	沼津市	伊賀市	広島県	
			刈谷市(4)	寝屋川市	日の出町	桶川市	江南市(7)	猪名川町	さくら市	三島市	木曽岬町	東広島市	
			豊田市(4)	箕面市	神奈川県	久喜市	稲沢市	奈良県	※※ 下野市(6)	富士宮市	東員町	廿日市市	
			大阪府	四條畷市(3)	平塚市	北本市	尾張旭市(7) 岩倉市(7)	<b>示区</b> 中	壬生町	島田市	菰野町	海田町	
			守口市 大東市	兵庫県	小田原市	富士見市	日進市	大和郡山市	群馬県	富士市 磐田市	朝日町 川越町	※※ 熊野町(他)	
			門真市	神戸市	茅ヶ崎市	三郷市	愛西市	生駒市 和歌山県	前橋市 伊勢崎市	焼津市	滋賀県	坂町	
			兵庫県		大和市	蓮田市	清須市	和歌山県和歌山市	太田市	掛川市	長浜市	山口県 周南市	
			西宮市		伊勢原市	坂戸市	北名古屋市		渋川市	藤枝市	※※ 近江八幡市(他	)徳島県	
			芦屋市		座間市 綾瀬市	幸手市 鶴ヶ島市	弥富市	福岡県	※※ 榛東村(他)	御殿場市	野洲市	徳島市	
			宝塚市		※ 葉山町(6)	吉川市	あま市	大野城市	※※ 吉岡町(他)	袋井市	湖南市	香川県	
					寒川町 愛	白岡市	長久手市	太宰府市	玉村町	裾野市	高島市	高松市	
					川町	伊奈町	東郷町	福津市	埼玉県	函南町	東近江市	福岡県	
					愛知県	三芳町	大治町	糸島市	熊谷市	清水町 長泉町	日野町 ※※ 竜王町(他)	北九州市	
					知立市(6)	宮代町	蟹江町 豊山町	那珂川市	深谷市	小山町	京都府	飯塚市 筑紫野市	
					豊明市(6)	杉戸町	飛島村	粕屋町	日高市	川根本町	久御山町	古賀市	
					みよし市	松伏町	三重県		毛呂山町 越生町	森町	兵庫県	長崎県	
					滋賀県	千葉県	海士		滑川町		姫路市	長崎市	
					大津市	※※※ 木更津市(7)	四日市市		川島町		加古川市		
					草津市 栗東市	野田市 茂原市	桑名市		吉見町		三木市		
					未来巾  京都府	戊原巾   柏市	鈴鹿市		鳩山町		高砂市		
					京都市	流山市	亀山市		寄居町		稲美町		
					長岡京市(6)	我孫子市	滋賀県		千葉県		播磨町		
					大阪府	鎌ケ谷市	彦根市		東金市				
					堺市	白井市	守山市		君津市				
					枚方市	酒々井町	甲賀市		富津市				
					茨木市		京都府 宇治市		八街市				
					八尾市		生		富里市				
					松原市		陽市(7)		山武市				
					摄津市 		向日市		大網白里市 長柄町				
					高石市		八幡市 京		長南町				
					東大阪市 交野市		田辺市 木		神奈川県				
					大野川		津川市		※※ 南足柄市(他)	)			
							※ 大山崎町(7)	l	山北町				
							精華町		箱根町				
44h 1=0 %b+	22(22)	7(6)	20/27\	24(25)	50/51)		137(140)		1	17	0(166)		1202(1202)
地域数	23(23)	/(6)	29(27)	24(25)	59(51)		137(140)		1	17	0(166)		1292(1303)

<sup>※</sup> この表に掲げる名称は、令和6年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域。 ※ 赤字は、級地の変更がある市町村。(※:アiの場合、※※:アiiの場合、※※::イの場合、※なし:経過措置・激変緩和措置等)

<sup>※</sup> 括弧内は、現行(令和3年度から令和5年度までの間)の級地。

# おわりに

○ 介護給付費算定に係る届出書類の提出について

提出期限:令和6年4月15日(月)(厳守)

様式が示されたら、WAM-NET等に掲載

※新たな区分による算定となるため、基本的には届出が必要

○ 質問について

FAXまたはメールでお願いします。 (厳守)

→質問票の様式はWAM-NETに掲載

